

○物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領

(平成 18 年 5 月 12 日告示第 522 号)

改正 平成 27 年 3 月 31 日告示第 359 号 令和 6 年 7 月 30 日告示第 696 号

物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領を次のように定める。

物品購入契約等及び業務委託契約に係る入札参加資格審査格付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。)第 7 条第 2 項の規定に基づき、入札参加資格者の等級格付に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第 2 条 要綱第 5 条第 1 項の規定による審査は、次の事項を審査して行うものとする。

- (1) 売上高 営業種目ごとの直近 2 年間の事業年度の平均売上高
- (2) 職員の状況 審査基準日現在の常時雇用の事業従事者の数
- (3) 自己資本額 直近の事業年度の貸借対照表における「資本合計」欄に記載する資本金及び法定準備金、剰余金の合計額(個人にあつては、次年繰越純資金の額)
- (4) 自己資本比率
(自己資本の額/総資本の額)×100(パーセント)
- (5) 流動比率
(流動資産の額/流動負債の額)×100(パーセント)
- (6) 営業年数 創業日から審査基準日現在までの営業年数

(審査事項の評定点)

第 3 条 前条に規定する事項を審査したときは、別表「審査事項評点数値表」により審査結果を評点に換算し、各評点を合計して得た数値を評定点とする。

(格付の基準)

第 4 条 前条の評定点に基づき入札参加資格の等級格付は、次のとおりとする。

格付区分	A	B	C
評定点	160 点以上	159 点～100 点	99 点以下

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。
(業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領の廃止)
- 2 業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領(平成 14 年 6 月 26 日熊本県告示第 517 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領の施行の日以前に等級格付を受けた者については、平成18年9月30日までは、なお従前の例によるものとする。

附 則(平成27年3月31日告示第359号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月30日告示第696号)

(施行時期)

- 1 この要領は、令和6年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日以前に等級格付を受けた者については、令和9年3月31日までは、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行の際現に物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)第3条の規定により資格審査の申請をしている者については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

審査事項評点数値表

1 配点

項目	点数
売上高	104点
職員の状況	32点
自己資本額	20点
自己資本比率	16点
流動比率	16点
営業年数	6点
障害者雇用状況	2点
ISO等取得状況	2点
育児・介護制度の状況	2点
計	200点
※熊本県内に事業所を設置している場合は、さらに10点加算する。	

2 各事項の評点

売上高					
1千万円未満	1千万円以上 3千万円未満	3千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 2億円未満	2億円以上
10	21	42	62	83	104
職員の状況					

5 人未満	5 人以上	10 人以上	20 人以上	30 人以上	50 人以上
	10 人未満	20 人未満	30 人未満	50 人未満	
1	6	13	19	26	32

自己資本額				
50 万円未満	50 万円以上	100 万円以上	500 万円以上	1 千万円以上
	100 万円未満	500 万円未満	1 千万円未満	
4	8	12	16	20

自己資本比率				
10%未満	10%以上	20%以上	30%以上	40%以上
	20%未満	30%未満	40%未満	
3	6	10	13	16

流動比率			
100%未満	100%以上	125%以上	150%以上
	125%未満	150%未満	
0	8	12	16

営業年数		
1 年以上	5 年以上	10 年以上
5 年未満	10 年未満	
1	3	6

障害者雇用状況		ISO 等取得状況		育児・介護制度の状況	
無	有	無	有	無	有
0	2	0	2	0	2